

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下高野杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四 四九番四地先から同郡同町大字下 高野字後宿四四九番九地先まで		区 間
一一・九二ゝ 一二・九二	一〇・〇五ゝ 一一・〇五	敷地の幅員 (メートル)
一五・六三		延長 (メートル)
		備 考